

## 本庄市市民協働のまちづくり条例

私たちのまち本庄市は、埼玉県の西北に位置し、水と緑の豊かな自然環境に恵まれた歴史と文化が薫るまちです。中山道最大の宿場町として栄え、新幹線をはじめ様々な交通網が整備され、自然災害が少なく、人情豊かな暮らしやすいまちです。

郷土の偉人総検校塙保己一は、「世のため、後のため」に偉大な功績を遺しました。先人たちの築きあげてきた歴史や文化、美しい自然や風土を守り、この本庄市を未来につなげていくためには、市民一人一人がまちづくりの主役であり、担い手であることを強く意識し、自らできることを主体的に実践していくことが大切です。

少子高齢化が進み人口減少時代に向かっている今、誰一人取り残されることのない「笑顔で暮らせる持続可能なまち本庄市」を創り上げるために、市民、地域コミュニティ団体、市民活動団体、事業者及び市が協働してまちづくりに関わることを求められます。

そこで、それぞれの役割を明確にし、互いに連携し、協力し合うための基本的なルールを定めるために、ここに本庄市市民協働のまちづくり条例を制定します。

### (目的)

第1条 この条例は、本市における協働のまちづくりを推進するための基本的事項を定め、市民、地域コミュニティ団体、市民活動団体、事業者及び市がそれぞれの役割を担いながら、共に協働してまちづくりに取り組むことにより、豊かで活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。
- (2) 地域コミュニティ団体 地域の暮らしをより良いものにしようと自主的に形成された自治会等の団体をいう。
- (3) 市民活動団体 市内において、営利を目的とせず、市民が自主的かつ継続的に活動する団体をいう。ただし、宗教的活動、政治的活動、又は反社会的活動を目的とするものは除く。
- (4) 事業者 本市において事業活動を行う個人又は法人をいう。
- (5) 市民等 市民、地域コミュニティ団体、市民活動団体及び事業者をいう。
- (6) 協働 地域社会を担う多様な主体が、共通の課題の解決及び豊かで活

力ある地域社会の実現のためにそれぞれの役割を理解し、相互に補完し、連携し、又は協力することをいう。

(基本原則)

第3条 市民等及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、協働のまちづくりを推進するものとする。

- (1) 取り組む課題の目的を明確にし、共有すること。
- (2) それぞれの役割を理解し、お互いの自主性及び自立性を尊重し、対等な立場で協力し合うこと。
- (3) 公平性及び透明性に配慮して活動するとともに、相互に信頼関係を築くよう努めること。
- (4) 個人情報の保護に配慮して必要な情報を共有すること。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本原則に基づき、自らできることを考え、協働のまちづくりを行うよう努めるものとする。

(地域コミュニティ団体の役割)

第5条 地域コミュニティ団体は、基本原則に基づき、協働のまちづくりの重要な担い手としての役割を自覚し、地域の課題に自主的に取り組むよう努めるものとする。

(市民活動団体の役割)

第6条 市民活動団体は、基本原則に基づき、市民の自発的な意思を尊重しながら、専門性、先駆性又は機動性を発揮し、協働のまちづくりを推進するよう努めるものとする。

2 市民活動団体は、その活動が広く市民に理解され、誰もが参加できるような組織づくりに努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、基本原則に基づき、地域社会の一員として、専門的な知識や技術を地域に還元するなど社会貢献活動を通じて協働によるまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

2 事業者は、地域コミュニティ団体及び市民活動団体への支援に努めるものとする。

(市の役割)

第8条 市は、基本原則に基づき、協働のまちづくりの推進に資する施策を実施するものとする。

2 市は、市民協働の立場から事業を実施するものとする。

3 市は、市民活動の果たす社会的意義を理解し、必要に応じて人材、場所、情報等の提供及び財政的支援に努めるものとする。

(人材育成の取組)

第9条 市民等及び市は、協働のまちづくりを推進するため、その担い手となる人材の育成に努めるものとする。

2 市民等及び市は、前項の実現に向けた学習の機会を設ける等の取組を進めるものとする。

(情報共有の取組)

第10条 市民等及び市は、協働のまちづくりを推進するため、それぞれが持つ必要な情報を提供し合うものとする。

2 市民等及び市は、前項の実現のため、意見及び要望の把握の機会を設けるよう努めるものとする。

(協働意識啓発の取組)

第11条 市民等及び市は、基本原則を理解し、及び実践していくため、相互に協働意識の啓発に努め、市民等の協働のまちづくりへの参加を促す取組を進めるものとする。

(市の基本施策)

第12条 市は、第8条に規定する市の役割の下、次に掲げる施策を実施するものとする。

(1) 市民等と市がより効果的に協働のまちづくりを推進するための指針等の策定

(2) 市民等の意見及び提案を事業により反映させるための市民参加の機会の設定

(3) 市民同士の情報交換又は交流の場の整備

(4) 協働に関する職員の意識の向上及び推進体制の整備

(5) 協働のまちづくりの進捗状況等を評価及び検証する機関の設置

(6) 前各号に掲げるもののほか、協働のまちづくりに必要な施策の推進

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。